

## さいたま市水道局告示第13号

庁舎清掃等業務（北部水道営業所・針ヶ谷庁舎）外3件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月2日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

- ア 庁舎清掃等業務（北部水道営業所・針ヶ谷庁舎）
- イ 庁舎清掃等業務（水道庁舎）
- ウ 庁舎清掃等業務（東部配水場 外15か所）
- エ 庁舎清掃等業務（水道総合センター）

#### (2) 履行場所

- 1(1)アの業務 さいたま市北区盆栽町200-1 外2か所
- 1(1)イの業務 さいたま市浦和区常盤6-14-16
- 1(1)ウの業務 さいたま市見沼区御藏1567-1 東部配水場内 外15か所
- 1(1)エの業務 さいたま市北区東大成町2-445-1 水道総合センター

#### (3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 参加形態

単体企業

### 3 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

#### (1) 本入札の告示日において、次の全てに該当する者であること。

- ア 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「建築物管理」、営業品目（大分類）「管理業務」の等級区分がA級で、営業品目（小分類）「清掃」で登載されている者
- イ 本市内に本店を有している者
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けている者

#### (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間に、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市水道局設定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していないこと。
- (5) 本入札の告示日において、令和2年度以降、国又は地方公共団体等を相手方として、契約金額が500万円以上の業務委託等を契約し、履行を誠実に完了した実績を有している者であること。
- (6) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (7) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

#### 4 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

##### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/002/072/p126986.html>

##### (2) 交付期間

告示の日から令和8年2月12日（木）まで

##### (3) 交付費用

無償

#### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する業務ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し

ウ 3(5)の条件を証明する契約書及び検査結果通知書の写し

##### (2) 受付期間

告示の日から令和8年2月12日（木）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

##### (3) 受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課  
契約係

##### (4) 提出方法

持参又は郵送

## 6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する業務ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

### (1) 交付場所

5(3)に同じ

### (2) 交付日時

令和8年2月19日（木）午前9時から午後4時まで

### (3) その他

郵送にて交付を希望する者については、5の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に180円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 7 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、さいたま市ホームページ（4(1)に同じ）から質問書をダウンロードし、次のとおり提出すること。

### (1) 提出先

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課  
契約係

電話 048（714）3080 FAX 048（832）3336

電子メールアドレス [suido-kanzai@city.saitama.lg.jp](mailto:suido-kanzai@city.saitama.lg.jp)

### (2) 受付期間

告示の日から令和8年2月12日（木）午後4時まで

### (3) 提出方法

FAXまたは電子メール

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年2月19日（木）に入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知を受けた者に交付する。

## 8 入札手続等

### (1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留等）による提出とする。

イ 競争入札に付する業務ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和8年3月4日（水）午後5時まで

イ 送付先

5(3)に同じ

### (3) 開札の日時及び場所

ア　日時

- 1(1)アの業務 令和8年3月5日（木）午前10時00分  
1(1)イの業務 令和8年3月5日（木）午前10時10分  
1(1)ウの業務 令和8年3月5日（木）午前10時20分  
1(1)エの業務 令和8年3月5日（木）午前10時30分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(4) 入札保証金

さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項第3号の規定により免除とする。

(5) 落札者の決定方法

ア　契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ　この公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。一つの業務について、落札者となった者は、その後開札される他の業務について入札に参加できない。一抜け方式の対象業務については、別表により定める。

(6) 入札の無効

ア　契約事務規程第27条に該当する入札は無効とする。

イ　8(1)、(2)及び入札説明書の規定に反して提出された入札書は、無効とする。

ウ　最低制限価格を下回る入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

9　契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10　入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知を受けた者は、令和8年2月24日（火）までにさいたま市水道局業務部管財課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

11　入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(4) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) 最低制限価格

設定する。（最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。）

(6) その他

ア 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

イ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、くじ引きを行い落札者を決定する。

1.2 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、履行場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 履行期間の始期に属する年度にかかる予算の議決を条件として、本契約が成立する。

(5) 契約の相手方とは、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約により契約を締結する。

(6) 契約条項等は、さいたま市水道局業務部管財課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/004/index.html>

別表

対象業務	ア 庁舎清掃等業務（北部水道営業所・針ヶ谷庁舎） イ 庁舎清掃等業務（水道庁舎） ウ 庁舎清掃等業務（東部配水場 外15か所） エ 庁舎清掃等業務（水道総合センター）
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>対象業務アの落札者は、対象業務イ、ウ及びエの入札には参加できない。</li><li>対象業務イの落札者は、対象業務ウ及びエの入札には参加できない。</li><li>対象業務ウの落札者は、対象業務エの入札には参加できない。</li></ul>